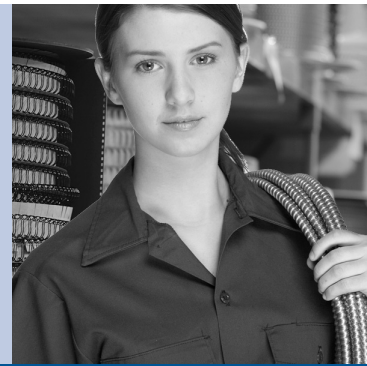


請求に対する労働産業省の決定に異議申し立てを行う方法



異議申し立てとは何ですか？

異議申し立てとは、貴社被雇用者の労働災害補償請求に対する決定に異議があることを書面で知らせることです。異議申し立ては、決定通知を受けてから60日以内に提出しなければなりません。

異議申し立てに記載すべき事項は以下の通りです。

- あなたの氏名および請求番号。
- 担当部門による決定日。
- 異議を唱える理由および医療従事者の報告書、または、あなたが決定が誤っていることを示していると考えられる他の情報。

異議申し立てまたは訴えはどこに送付すべきですか？

- 異議申し立てはClaim and Account Center (請求およびアカウントセンター) (<https://secure.Lni.wa.gov>) にオンラインで送付してください (このオプションを使用するにはパスワードで保護されたアカウントの作成が必要です)。または
- Department of Labor & Industries, P.O. Box 44291, Olympia WA 98504-4291まで異議申し立て書を送付してください。または
- Board of Industrial Insurance Appeals (BIIA), Executive Secretary, P.O. Box 42401, Olympia WA 98504-2401まで異議申し立て書を送付するか、www.BIIA.wa.gov にある電子フォームで送信してください (労災保険審査委員会 [Board of Industrial Insurance Appeals, BIIA] による指示がない場合、Labor & Industries [労働産業省] はあなたの懸念事項に対処できないこともあります)。

担当部門が私の異議申し立て書を受領した後、どのような対応がなされますか？

請求担当マネージャが請求書を検討し、下記のいずれかを実施します。

1. 当初の決定内容を変更する。異なる決定内容を示す新たな書面を提供したり、指示を出したり、またはその両方を行う。
2. 当初の決定内容が正しいと判断する。決定が正しかったことを示す指示を出す。それでも不服がある場合、この新たな指示に対して労災保険審査委員会 (BIIA) に書面で訴えることができます。この訴えの期限および郵送先住所については別途指示があります。

3. 詳しい情報が必要であると判断する。決定を保留する指示を与えたり、詳細を求める文書を送付します。または、その両方を提供します。請求担当マネージャがあなた、あなたの医師またはあなたの雇用者からの情報を求めることがあります。

異議申し立てに対する決定には、詳細な情報の必要性に応じて、30~60日間、またはそれ以上の日数がかかることがあります。異議申し立ての送付後30日以内に返答がない場合、請求担当マネージャに連絡してください。

60日経過後に異議申し立てや訴えを行う場合はどうなりますか？

60日以内に異議申し立てや訴えを行わない場合、担当部門の決定が最終決定になります。これは、その期限を過ぎれば、異議申し立てまたは訴えを行うことができないことを意味します。

請求について質問や懸念事項がある場合、誰に連絡すべきですか？

- 請求に関する質問については、請求担当マネージャが対応します。連絡があると、請求担当マネージャは通訳を入れてあなたをサポートします。
- 請求に関する一般情報については、担当部門の無料電話番号1-800-547-8367をご利用ください。この番号では情報をスペイン語で聴けるオプションがあります。

さらに詳しいサポートについては、下記の無料サービスに相談していただくこともできます。

- 通訳サービスが必要な場合、Project Help (プロジェクト ヘルプ) (1-800-255-9752)。
- 法律全般に関する知識、助言、照会 (Coordinated Legal Education, Advice and Referral, CLEAR) (1-888-201-1014) 情報はスペイン語に対応しています。このサービスでは、通常は平日の午前9時15分から午後12時15分まで低収入の労働者に電話によるアドバイスおよび照会を提供しています。

プロジェクト ヘルプまたはCLEARへの連絡は、担当部門の決定に対する異議申し立てまたは訴えを行うものではありません。担当部門の決定に異議を唱えるには、この報告書に概説されている手順にしたがってください。

PUBLICATION F242-363-249 (Japanese) [04-2019]